

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度 ここシェルジュ運用システム等保守管理業務
発 注 課	経済観光局雇用推進部雇用推進課
選 定 事 業 者	株式会社トラックス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>（業務履行上の要件） 本業務の履行にあたっては、以下のことが不可欠の要件となる。</p> <p>① 「ここシェルジュ運用システム」（以下「本システム」という。）について、仕様・機能・特性・制約条件及びデータベース構造等並びに当該保守・運用の現状を総合的に熟知し、本システムの安定性を保ちつつ、軽微な改修業務についても的確で効率的に遂行できること。</p> <p>② 本システムにおける個人情報の取扱いについて、VPSサーバの利用及びホームページとデータベースの連携等の特性を踏まえた設定情報及び動作特性等を熟知し、本市の情報セキュリティポリシーにのっとった適切な運用が可能であること。</p> <p>（随意契約とする理由） 本システムは、令和2年1月29日より令和2年3月31日にかけて、大幅なシステム改修を行っている（一般競争入札により、本件選定事業者が受託）。</p> <p>この改修工程において、当該事業者が業務分析、現行の本システムに対する解析及び要件定義書の作成、改修機能要件についての整理、セキュリティ強化を含むシステム設計及びホームページの再設計、移行作業等を全て行っており、現在本システムについて必要十分な知識と体制を整えている唯一の業者である。</p> <p>仮に同要件を他事業者が満たすためには、改修後の本システムに関する知識と情報の開示が必要となるが、ネットワーク構成やセキュリティ対策等の情報を開示することは、セキュリティ確保の観点からも不利益であると判断される。したがって、当該業者以外にこれを履行する業者はなく、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年3月9日